

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る決議

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都府県に発出され、4月16日には全国に拡大された。さらには、5月4日に全都道府県を対象としたまま5月31日まで緊急事態宣言を延長するとされた。まさに国難とも言える事態である。

このことは、いずれも国民生活全体に大きな影響を及ぼすものであるが、特に感染が急速に拡大している地域においては、医療・介護従事者やその関係者等が、医療資器材や人員の不足もあり相当疲弊しているほか、ごみの収集や処理業務等においてもハイリスクの中で業務にあたっている。まさに、住民は脅威に直面している。さらには、感染者、濃厚接触者、医療従事者等への不当な差別や偏見による人権侵害をなくすよう正確な情報発信が必要とされている。

住民にとって最も身近な行政機関である我々基礎自治体は、各種行事の実施や公共施設の開設に係る可否の調整など、様々な対応において、抛り所を模索しつつそれぞれで判断をせざるを得ない状況にあり、その判断の差が住民に無用な不安を招くことも懸念される。

また、小学校等の臨時休業や保育所等の登園自粛などにより、子どもたちはもちろん、休職を余儀なくされるその保護者や、そうした従業員を抱える事業者などが受ける影響や負担は計り知れない。

さらに、世界的に拡大する新型コロナウイルス感染症は、地域経済にも深刻な影響を与えている。その影響は、飲食業、宿泊業や小売業といった業種をはじめ、サプライチェーンによって世界とつながった多くの中小企業・小規模事業者など、様々な分野、業種に及んでおり、リーマンショック級の経済の停滞までも視野に入れなければならない可能性も懸念される。

よって国においては、地方自治体が抱える課題に適切に対処し、それらに要する経費について万全の財政措置を講じるとともに、地域経済への影響を最小限に止めるため、必要な支援の拡充や、地域の実情を踏まえた柔軟な制度運用を強く要望する。

### 記

#### 1 感染症の拡大防止対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症について、住民が過度な不安や混乱を招かないよう、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
- (2) 地方自治体が住民に対する支援策の多くの実務を担うことから、検査体制の強化、治療・相談体制の充実、医療資器材の確保など、感染拡大抑制に関し、地方自治体の意見・要望を反映するなど緊密な連携を図ること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策における、各種行事等の実施や公共施設の開設などの可否について、科学的知見に基づいた統一的な判断基準や条件等を示すこと。

また、集団による特定健康診査等各種健(検)診の実施については、明確な判断基準を示すとともに、実施方法変更に伴う経費の増大については、新たな財政措置を講じること。

- (4) 文部科学省が示した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」では、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話等の際のマスク装着等を求める中、現実、マスクの購入は困難を極めていることから、児童・生徒用のマスク手配又は入手財源の確保に努めること。

## 2 感染症対策に伴う財政措置等について

- (1) 国の地方創生臨時交付金について、地方自治体のニーズを踏まえ、増額を図ること。

また、国の緊急対応策の実行に際し必要な地方負担の全額を令和2年度の特別交付税で確実に措置するとともに、今後、新たに必要となる地方負担について、十分な財政措置を講じること。

- (2) 保育料及び副食費における日割り計算の取扱いなど、保育園児の保護者に対する支援等を更に充実すること。

また、この取扱いにより生じる市町村の減免経費について、財政措置を講じること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者への支援に要する経費等について、財政措置を講じること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により市町村税等の減収や徴収猶予、公共料金等の負担軽減に伴い、行政サービスの提供に支障が生じることがないよう十分な財政措置を講じること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応業務において生じる人的経費や物品購入経費について、財政措置を講じること。

- (6) 修学旅行、成人式等の中止・延期に伴う増額費用やイベント主催者への補償等に係る経費について、財政措置を講じること。

また、公共施設の休止やイベントのキャンセル等による指定管理者の事業収入の減少、非常勤職員の賃金補填や返金対応等に伴う地方負担について、適切な財政措置を講じること。

- (7) 国保料（税）の徴収猶予や特定健康診査等の中止・延期に伴い生じる違約金等により、国民健康保険制度の安定的な運営に支障が生じることがないよう十分な財政支援措置を講じること。
- (8) 法令等により行政運営に係る各種事業計画の策定や更新については、十分な作業や検討時間が確保できるよう弾力的な運用を図ること。
- (9) 緊急事態宣言に基づく休業要請に応じた事業者に対し、国は、その責任において、損失補償等の財政措置を行うこと。
- (10) 国は5月8日に特別定額給付金に係る各自治体の支給日等に関する情報を公表したが、人口規模やシステム開発に要する時間など、地域の実情を考慮したものとなっていない。今後、公表に当たっては、いたずらに地域間の競争を煽ることとならないよう工夫するとともに、同給付金の目的である家計支援等の政策効果について、検証を行うこと。  
また、併せてオンライン申請に必要なマイナンバーカードについて、更なる啓発普及に努めること。

### 3 感染症拡大に伴う経済活動への影響を踏まえた対策について

- (1) 雇用調整助成金については、雇用の維持はもとより、事業の継続のために更なる支援が必要であるため、上限額を引き上げること。
- (2) 感染症拡大による会合等の自粛要請により大幅に消費活動が停滞する中、それらに直接関わる業種をはじめ、飲食業や宿泊業等における食材費や光熱水費など、通常要する営業コストが損失に直結していることから、こうした事業者の事業継続を図るため、営業コストの損失補填対策を講じること。
- (3) 感染症拡大による地域経済の停滞で資金繰りを懸念する中小企業が増加する中、既往債務における金利を含めた返済などの条件変更について、より一層の事業者に対する支援を講じること。

### 4 感染症収束後を見据えた地域経済再活性化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大は地域経済へ与える影響も多大であり、その大幅な落ち込みが懸念されることから、リーマンショック時と同様に、収束後を見据えた再活性化に向けた積極的な経済対策を講じること。

- (2) 中小企業生産性革命推進事業の各種補助金については、優先採択の要件が加わったが、地域の事業者の実情に即した、よりきめ細かな支援とするため、公募期間の延長、補助金額の上限及び補助率の上乗せ並びに採択事業所数の拡大など、更なる見直しを図ること。
- (3) 全国的な経済活動停滞の状況下で地域経済を活性化させるためには、広域的な取組が不可欠なことから、高速道路や公共交通機関の割引等による往来の助長策を講じること。
- (4) 会合等の自粛により経済活動が停滞している観光業や飲食業の活性化を図るため、地域独自の誘客促進事業活動に対し財政措置を講じること。

以上 決議する。

令和2年5月15日

第176回北信越市長会総会